

岡山県公報

発行
岡山県岡山市山下
二丁目4番6号

目次

告示

保安林の指定施業要件の変更予
定……………三三三

公告

過去一年間に有害図書指定を十回
以上受けた刊行物の名称の公表……………三三三

開発許可を受けた開発行為に関す
る工事の完了……………三三三

土地改良事業の工事了……………三三四

県営土地改良事業の工事了……………三三四

選挙管理委員会
不在者投票を行うことができる施
設の指定の一部改正……………三三四

公安委員会
警備業法に基づく講習……………三三四

告示

●岡山県告示第二百二十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する
予定である旨の通知があった。
平成二十年四月十一日

岡山県知事 石井正弘

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成十三年二月十三日農林水産省告示第百八十二号（一に係るものに限る。）

- 二 変更に係る指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦
覧に供する。）

●岡山県告示第二百二十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する
予定である旨の通知があった。
平成二十年四月十一日

岡山県知事 石井正弘

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市大佐大井野字雌山二の五、二の一三四から二の一三六まで、二の一九二、二
の一九七

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役場に備え置いて縦
覧に供する。）

公告

（二六）岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項
の指定を過去一年間に十回以上受けた刊行物の名称及び発行者は、次のとおりである。
図書を取り扱う業者は、これらの刊行物については、青少年の健全な育成を害するこ
とのないよう販売等、陳列及び自動販売機への収納について特に注意しなければなら
ない。
平成二十年四月十一日

岡山県知事 石井正弘

| 番号 | 種別 | 名称 | 発行者 |
|----|------|-------------|-----------------------|
| 1 | 月刊誌 | サ・ンストオリジナル | KKベストセー ズ |
| 2 | 〃 | 海賊版1 | 竹 書 房 |
| 3 | 〃 | 特選三十路妻 | 笠 倉 出 版 社 |
| 4 | 〃 | 別冊本当にあった日な話 | ぶ ん か 社 |
| 5 | コミック | 徳義 | セ ブ ン 新 社 |
| 6 | 〃 | ス・ンシャルマ | 冊 田 版 |

（二九）次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開

発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十年四月十一日

岡山県知事 石井正弘

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字仁左衛門二五九一、二五九一四、二五九一五、二五九一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市南溝手二五八

難波 充史

難波 和美

三 許可番号

岡山県指令建指第四九四号

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字諸上後ヒン前一一九四一、一一九四一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井一二三一二

吉田 敬一

吉田 恵子

三 許可番号

岡山県指令建指第四六二号

(二九) 次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成二十年四月十一日

岡山県知事 石井正弘

事業主体

足守土地改良区

西大寺土地改良区

児島湾土地改良区

中 畦 95

桜 川 川

岡 8 番 川

大 曲 沖 4 番 舗 装

大 曲 沖 5 番 舗 装

東 畦 中 丁 場 樋 門

中 畦 16 1

大 曲 西

桜 川 樋 門

岡 8 1 2 樋 門

神 子 神 下 池

地区名

石 妻

上 高 田

大 多 羅

中 畦 95

桜 川 川

岡 8 番 川

大 曲 沖 4 番 舗 装

大 曲 沖 5 番 舗 装

東 畦 中 丁 場 樋 門

中 畦 16 1

大 曲 西

桜 川 樋 門

岡 8 1 2 樋 門

神 子 神 下 池

工 種

農 道 舗 装

農 道 整 備

農 業 用 排 水 施 設

農 道 舗 装

農 道 舗 装

農 道 舗 装

農 道 舗 装

農 道 舗 装

農 道 舗 装

農 道 舗 装

農 道 舗 装

農 道 舗 装

農 道 舗 装

農 道 舗 装

完了年月日

二〇・二・一九

二・二九

二・二五

三・一〇

三・一〇

二・二九

二・二九

三・一〇

三・一〇

三・一〇

三・一〇

三・一〇

三・一〇

妹尾川沿南舗装 農道舗装 二・二九

(三〇) 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成二十年四月十一日

岡山県知事 石井正弘

地区名

仁賀地区

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

農道舗装

選挙管理委員会

岡山県選挙管理委員会

平成二年岡山県選挙告示第八十一号(不在者投票を行うことができる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十年四月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 水川武司

表病院の項中

備前市国民健康保険市立吉永病院

瀬戸内市立瀬戸内市民病院牛窓分院

備前市国民健康保険市立吉永病院

備前市吉永町吉永中五六

瀬戸内市牛窓町牛窓四四

備前市吉永町吉永中五六

備前市吉永町吉永中五六

備前市吉永町吉永中五六

備前市吉永町吉永中五六

備前市吉永町吉永中五六

備前市吉永町吉永中五六

備前市吉永町吉永中五六

備前市吉永町吉永中五六

備前市吉永町吉永中五六

備前市吉永町吉永中五六

備前市吉永町吉永中五六

備前市吉永町吉永中五六

備前市吉永町吉永中五六

備前市吉永町吉永中五六

備前市吉永町吉永中五六

公安委員会

岡山県公安委員会告示第五十五号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十年四月十一日

岡山県公安委員会

講習の日時及び場所

| 講習区分 | 期 日 | 時 間 | 場 所 |
|--------------------------------|---|---------------|-------------------------|
| 警備員指導教育責任者講習(雑踏警備業務及び交通誘導警備業務) | 平成二十年六月四日(水曜日)から同日(水曜日)及び五日(土曜日)の六日間(土曜日を除く。) | 午前八時三十分から午後五時 | 岡山市厚生町三丁目一五号 岡山商工会議所 |

二 講習対象者

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

(3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 一通

ア 二の1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 二の2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

ウ 二の3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二の4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

オ 二の5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十年五月七日（水曜日）から同月十三日（火曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

4 受講手数料

三万八千円

（注）岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

5 受講定員

四十人。ただし、申込み順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

6 講習の委託

この講習は、社団法人岡山県警備業協会（岡山市内山下二丁目一八号）に委託して行う。

7 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了審査を実施する。